

令和8年2月25日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）いじめ・暴力行為への対応について

国による緊急の対応要請を受け、県として児童生徒の安全・安心を確保するため、どのような体制を構築して、実効性のある対応を行っていくのか、本県の状況を踏まえて、教育長の所見を伺う。

（答）

いじめや暴力行為は、どの子供にも、どの学校でも起こりうるとの基本的認識に立ち、平時から、教職員が児童生徒と信頼関係を築き、児童生徒がＳＯＳを出しやすく、教職員も児童生徒のＳＯＳを感じ、くみ取ることができる教育的環境を醸成することが重要であると考えております。

こうした中で、国からの緊急の対応要請を受け、県立学校長会議や市町教育長会議におきまして、

- ・ いじめなどが見過ごされていないか緊急点検を行うとともに、

学校におけるいじめ等の発見や対応の遅れなどが要因となり、いじめの重大事態が増加傾向にあることを踏まえ、改めて、

- ・ いじめ・暴力行為を許容せず、児童生徒が声を上げられる環境の整備を要請したところでございます。

特に、ＳＮＳなどによる投稿・拡散を通じて行われるいじめや暴力行為等につきましては、先般、県警察が作成した「情報モラルに関する資料」等を県立学校や市町教育委員会に対して配付し、ＳＮＳなどによる個人情報の拡散防止など、より実効性のある情報モラル教育の実施を進めるとともに、こうした事案が判明した際には、教育委員会への速やかな報告はもとより、警察等関係機関とも連携しながら、組織的な対応を進めることとしております。

県教育委員会といたしましては、警察や福祉機関等との連携の一層の充実を図るとともに、研修や学校訪問等を通して、学校がいじめや暴力行為等に対し、組織として迅速かつ適切に対応できる体制の構築の指導・支援を行うなど、児童生徒の安全・安心を確保してまいります。